

## 様式第1号(第12第2項)

### 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年3月13日

障がい者支援課長

#### 1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度パラウェーブNAGANO推進業務

(2) 業務の目的

パラスポーツを多くの県民に知っていただくとともに、障がいのあるなしにかかわらず誰もが一緒にスポーツを楽しむ体験を通じて、県民の障がいに対する理解を深め、お互いを尊重し合う共生社会の実現を目指します。

(3) 業務内容

教育プログラム「パラ学」の申込受付から実施に係る一連の業務、パラスポーツ体験イベント「パラウェーブ広場」の企画から実施に係る一連の業務等

(4) 仕様等

別添「令和6年度パラウェーブNAGANO推進業務委託仕様書(案)」のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① パラ学を円滑に運営できる実施体制
- ② パラウェーブ広場の企画及び実施体制
- ③ 業務に関する経費及びその内訳
- ④ その他(上記以外の項目で特に提案する事項やアピールする点)

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結の日から令和7年3月19日まで

(8) 費用の上限額

12,372,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

#### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け

22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者<sup>※</sup>にあっては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5) ①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課(所)・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

【3月まで】 長野県健康福祉部障がい者支援課

担 当 笠原 祥多

電 話 026-235-7108

FAX 026-234-2369

メール [parawave@pref.nagano.lg.jp](mailto:parawave@pref.nagano.lg.jp)

【4月以降】 長野県観光スポーツ部スポーツ振興課

電話及びメールは上記のとおり

FAX 026-235-7476

### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

#### ① 提出期限 令和6年3月25日(月)午後5時必着

(土曜日、日曜日及び休日<sup>※</sup>は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで)

(※)長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

#### ② 提出先 3(4) に同じ。(障がい者支援課)

#### ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに障がい者支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで

提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5)①)の3日前までに、書面により障がい者支援課長(4月以降はスポーツ振興課長)から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により障がい者支援課長(4月以降はスポーツ振興課長)に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(4)に同じ。  
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和6年3月27日(水) 午前11時から
- (2) 開催場所 長野県庁議会棟402会議室
- (3) 留意事項 説明会を欠席した場合は公募型プロポーザルの参加申込を辞退したとみなしますので、必ず参加してください。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付期間 令和6年4月5日(金)午後3時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対してメールにより回答するほか、障がい者支援課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年4月9日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
様式第8号の附表1及び2による。  
併せて、法人の概要のわかる資料(パンフレット等)を提出してください。
- (3) 企画書記載上の留意事項  
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。ま

た、経費の合計額は1(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4) に同じ。
- ② 受付期間 5(2) に同じ。
- ③ 受付方法 5(3) に同じ。
- ④ 回答方法 5(4) に同じ。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年4月12日(月)午後5時必着  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで。)
- ② 提出先 3(4) に同じ。(スポーツ振興課)
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は7部、その他の場合は1部
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにスポーツ振興課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

項目		評価内容	配点
業務の内容	パラ学(車いすボールチャレンジ)の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校でのプログラム(車いすボールチャレンジ)実施に向けて、適切な人員配置や配慮がなされているか。</li> <li>・ 各種道具の適切な管理運搬ができるか。</li> <li>・ 子どもたちに、県が伝えるメッセージを適切に伝えられる提案になっているか。</li> </ul>	40点
	パラウェブ広場の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもを中心とした多くの方を集められる情報発信が期待できるか。</li> <li>・ 来場者が楽しんで参加することができる企画になっており、また適切に運営できる体制となっているか。</li> </ul>	30点
経費積算及び業務遂行の確実性	経費の見積内容、積算根拠の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積内容、積算根拠が提案内容と整合がとれ、適切か。</li> </ul>	10点
	実現性、業務遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織、人身体制、過去の実績等から、提案内容を確実に履行できると思われるか。</li> <li>・ 全体のスケジュールに具体性があるか。</li> </ul>	20点
合計			100点

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画書の提案に当たっては、企画提案評価会議(プレゼンテーション審査会)を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

○企画提案評価会議(プレゼンテーション審査会)の実施日時及び場所

実施日時: 令和6年4月19日(金)午前中※時間は各参加者に個別に連絡します。

場 所: 長野県庁議会棟403会議室

- ② 提出書類及びプレゼンテーションについて、審査委員が上記(6)の選定基準の項目ごとにA～Eの5段階(A:非常に優れている、B:優れている、C:標準、D:やや劣る、E:劣る)で評価します。

各項目に対する配点に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E) を乗じた点数を各審査委員の評価点数とします。

- ③ 各審査委員の評価点数の合計の最も高い者を委託候補者として選定します。なお、評価点数の合計の最も高い者が2者以上だった場合は、各審査委員の意見を踏まえた上で、委員長判断によりその中から1者の委託候補者を選定します。

なお、各審査委員の評価点数の合計点が総点数の5割未満の場合は選定しないものとします。

#### (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりスポーツ振興課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書によりスポーツ振興課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、スポーツ振興課長において閲覧に供します。

#### (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりスポーツ振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所 3(4) に同じ。
- イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### (10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに)に、見積書(様式第14号)を指定された方法によりスポーツ振興課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、スポーツ振興課長において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

【3月まで】 長野県健康福祉部障がい者支援課

担当 笠原 祥多

電話 026-235-7108

FAX 026-234-2369

メール [parawave@pref.nagano.lg.jp](mailto:parawave@pref.nagano.lg.jp)

【4月以降】 長野県観光スポーツ部スポーツ振興課

電話 026-235-7108

FAX 026-234-2369

メール [parawave@pref.nagano.lg.jp](mailto:parawave@pref.nagano.lg.jp)

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。